

平成 26 年度第 2 回日本スポーツ少年団常任委員会 議事録

日 時 : 平成 26 年 5 月 23 日 (金) 14 時 00 分～15 時 30 分
場 所 : 岸記念体育会館 理事・監事室
出 席 者 : 坂本本部長、山井、住谷、三屋の各副本部長
佐藤 (厚)、安中、高山、奥野、岡、椿、川田、中村、佐々木、富田、宗像、
工藤の各常任委員
〈委 任〉大西、野田、望月、原、神谷、長尾の各常任委員
委員総数 22 名、うち出席 22 名 (委任 6 名を含む)
設置規程第 17 条第 3 項により会議成立。
〈事務局〉西田事務局次長、小林部長、菊地課長 他少年団課員

議事に先立ち、坂本本部長からの挨拶の後、本部長を議長として、議事に入った。

<議案>

1. 平成 26 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会の開催について

5 月 24 日に開催する平成 26 年度第 1 回委員総会について、資料のとおり取り進めることについて諮り、これを承認。

2. 平成 25 年度日本スポーツ少年団事業報告及び決算について

平成 25 年度事業報告及び決算について説明。なお、事業報告は「平成 25 年度スポーツ少年団育成事業報告書」の提示をもって報告とした。

【決算の主な内容】

〔収入の部〕

- ① 「登録料」は、予算に対し、団員 29,872 名減の 712,128 名、指導者は 3,238 名減の 186,762 名となり、合計で 1 千 1 百 22 万 8 千 2 百円減の 3 億 4 千 4 百 37 万 1 千 8 百円となった。
 - ② 「補助金等」は、「国庫補助金」において、日中指導者交流受入事業が中止となったことにより、1 百 8 万 4 千 3 百 74 円の減、「スポーツ振興基金助成金」において、助成先の査定による助成金の減額により 9 百 48 万円 2 千円の減、「スポーツ振興くじ助成金」において、助成先の査定による助成金の減額により 4 百 49 万 6 千円の減、「日本馬主協会連合会助成金」において、助成先の査定による助成金の減額により 5 百万円の減となったことにより、補助金等全体で 2 千 6 万 2 千 3 百 74 円減の 1 億 3 千 6 百 1 万 8 千 6 百 26 円となった。
 - ③ 「負担金」は、認定員養成講習会の参加料収入等が増額となったことから、全体で 6 百 6 万 6 千 8 百 84 円増の 8 千 3 百 61 万 8 千 8 百 84 円となった。
 - ④ 「協賛金」は、スポーツ活動サポートキャンペーン事業の実施数の減などにより、1 百 44 万 5 千円減の 1 千 94 万 5 千円となった。
 - ⑤ 「雑収入」は、マーク使用料等の減により 35 万 2 千 8 百 10 円減の 98 万 7 千 1 百 90 円となった。
- 以上により、収入合計額は、予算額に対し 2 千 7 百 2 万 1 千 5 百円減の 5 億 7 千 5 百 94 万 1 千 5 百円となった。

〔支出の部〕

- ① 「指導者・リーダー養成・研修事業」は、認定員養成講習会において、1 コースあたりの開催経

費の増額などにより 7 百 16 万 6 千 7 百 85 円増の 8 千 3 百 61 万 3 千 7 百 85 円となった。

- ② 「指導者協議会事業」は、会場費等の減額により、55 万 3 千 8 百 34 円減の 2 百 39 万 5 千 1 百 66 円となった。
- ③ 「少年団顕彰事業」は、ほぼ予算額どおりの 1 百 69 万 1 千 77 円となった。
- ④ 「国内交流事業」は、全国スポーツ少年大会の参加者が定員に満たなかったこと、また、剣道交流大会における経費の節約執行などにより、2 百 41 万 6 千 4 百 23 円減の 8 千 4 百 77 万 3 千 5 百 77 円となった。
- ⑤ 「国際交流事業」は、日独同時交流において派遣の参加者数が減となったこと、また、日中指導者交流が中止となったことなどにより、1 千 3 百 21 万 5 千 2 百 91 円減の 5 千 8 百 57 万 4 千 7 百 9 円となった。
- ⑥ 「広報出版事業」は、発行経費の減額により、1 百 69 万 9 千 8 百 96 円減の 7 千 9 百 33 万 2 千 1 百 4 円となった。
- ⑦ 「研究調査事業」は、各プロジェクトにおける調査費などの実績減などにより、4 百 54 万 7 千 3 百 96 円減の 4 百 27 万 2 千 6 百 4 円となった。
- ⑧ 「スポーツ活動サポートキャンペーン事業」は、認定員養成講習会における熱中症予防プログラムの実施数減により、75 万 1 千 79 円減の 4 百 91 万 8 千 9 百 21 円となった。
- ⑨ 「組織整備強化事業」は、登録人数が当初見込みより減となったことから、登録比例配分に係る助成金が減額となり、4 百 43 万 1 千 7 百 35 円減の 1 億 3 千 3 百 12 万 1 千 2 百 65 円となった。
- ⑩ 「登録認定関係事業」は、登録関係物品の作成経費削減などにより、2 百 21 万 8 千 7 百 94 円減の 2 千 9 百 93 万 4 千 2 百 6 円となった。
- ⑪ 「運営諸費」は、ほぼ予算額どおりの 7 千 2 百 88 万 3 千 9 百 71 円となった。

以上により、支出合計額は、予算額に対し 2 千 3 百 70 万 8 千 6 百 15 円減の 5 億 5 千 5 百 51 万 1 千 3 百 85 円となり、収支差額は 2 千 43 万 1 百 15 円となった。

以上、平成 26 年度事業報告及び決算について諮り、いずれも承認。なお、本件は 5 月 24 日開催の第 1 回委員総会、6 月開催の日本体育協会理事会及び定時評議員会において、日本体育協会全体の決算として最終承認を得ることを説明。

3. 平成 27 年度日本スポーツ少年団事業計画及び要望予算の編成について

事業計画は、平成 26 年度からの変更点を中心に概要を説明した。

- ① 「指導者・リーダー養成・研修事業」では、認定員養成講習会において、平成 27 年度からの単位団への複数有資格者配置の義務化に伴い、受講者数が一時的に増加することを見込み、前年度に引き続き、従前の 220 コースから 300 コースに増やして実施する計画とした。
- ② 「指導者協議会事業」と「少年団顕彰事業」は、変更はなく例年どおりとした。
- ③ 「国内交流事業」では、第 53 回全国スポーツ少年大会を宮城県、第 38 回剣道交流大会を鹿児島県、第 37 回軟式野球交流大会を徳島県、第 13 回バレーボール交流大会を福岡県で開催する計画とした。
- ④ 「国際交流事業」では、日独の指導者による交流事業は、平成 26 年度は文部科学省の委託事業として実施する「日独青少年指導者セミナー」であるが、平成 27 年度は日本スポーツ少年団の自己財源事業として実施する「日独スポーツ少年団指導者交流」の実施年となる。日中青少年スポーツ交流は、隔年で派遣と受入を実施しており、平成 27 年度は団員交流、指導者交流とも受入の年

にあたる。

- ⑤ 「広報出版事業」は、平成 26 年度に完成予定の「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」の普及を通して、少年団の広報活動に努める計画としている。
- ⑥ 「研究調査事業」では、引き続き、専門部会、プロジェクト等の開催を通じて、第 9 次育成 5 年計画の施策を具体化していく計画としている。
- ⑦ 「スポーツ活動サポートキャンペーン事業」、「組織整備強化事業」は、平成 26 年度と同様の計画としている。
- ⑧ 「その他」の「体力テスト等実施普及事業」では、平成 26 年度に完成予定の「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」の普及促進に対応できるように項目を新たに入れていく。また、「登録認定関係」では、インターネットを通じたウェブ登録システムの開発を進め、平成 28 年度からの運用開始を目指すこととしている。

なお、要望予算は、5 月 24 日開催の第 1 回委員総会で事業計画の承認を得た後に編成するため、事業計画に変更が生じた場合の対応及び予算編成は坂本本部長に一任とすることについて諮り、これを承認。

4. スポーツ少年団登録規程施行細則の改定について

平成 27 年度からの単位団への複数有資格者配置の義務化に対応するため、スポーツ少年団登録規程施行細則の改定について諮り、これを承認。

[主な改定内容]

- ① 第 2 条第 3 項「スポーツ少年団は原則として団員 10 名以上と指導者 1 名以上で構成され」の「指導者 1 名以上」の箇所を「指導者 2 名以上」に変更。
- ② 同じく第 3 項に、これまで第 5 項で定めていた有資格指導者の人数と新規登録団についての条件を加え、「なお、指導者は少なくとも 2 名以上を有資格指導者としなければならない。ただし新規登録単位スポーツ少年団の指導者は、年度内に資格を取得すればよいものとする」とした。
- ③ 平成 27 年度からの施行とするため、改定施行日を平成 27 年 4 月 1 日とする。

なお、第 2 条第 3 項は、単位団に団員 10 名と 2 名以上の有資格指導者を配置することを義務化するための条項であるため、この条項を厳格に適用すると、登録更新時にやむを得ない理由により団員が 10 名に満たない場合や複数の有資格指導者が配置できなくなった場合に、当該単位団が登録できなくなることが想定される。このことから、やむを得ない理由があった場合に限り、団登録を認めることができる措置を内規として定めた。

<主な意見・要望>

- | | |
|-----|---|
| 椿委員 | スポーツ少年団登録規程施行細則にある「原則」という言葉は拡大解釈のための文言か。 |
| 事務局 | あくまでも止むを得ない場合について、救済できるようにするためのものであり、拡大解釈のためではない。 |

5. 全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項の改定について

スポーツ少年団登録規程施行細則の改定に伴う、全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項の改定について諮り、これを承認。

[主な改定内容]

- ① 指導者の参加資格について、軟式野球、剣道、バレーボールの各交流大会において、すべての参加指導者に対して認定員または認定育成員の資格保有を義務づける。
- ② 平成 27 年度からの施行とするため、改定施行日を平成 27 年 4 月 1 日とする。

6. 第 37 回全国スポーツ少年団剣道交流大会及び第 12 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の開催について

明年 3 月に埼玉県で開催される第 37 回全国スポーツ少年団剣道交流大会及び福島県で開催される第 12 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の実施要項について、11 月開催予定の第 3 回常任委員会での審議を経て都道府県へ通知する手順では、参加者の募集等の準備業務に影響が出ることが懸念される。ついては、今後、開催県から示されることとなる実施要項については、実行委員会に出席する本部長もしくは副本部長に一任としたい。

また、今後の取り進めは、9～10 月に開催する各実行委員会にて実施要項等を最終確認後、各都道府県に開催案内を行うことについて併せて諮り、これを承認。

7. 平成 26 年度日本スポーツ少年団顕彰について

日本スポーツ少年団顕彰要綱並びに同施行基準に基づき、推薦があった 31 都府県 61 市町村スポーツ少年団、46 都道府県 151 名の指導者は、いずれも資格条件を満たしていたことから、本常任委員会の承認が得られれば、本日 5 月 23 日付で坂本本部長名により表彰したい。

また、退任指導者に対する感謝状の贈呈については、従来同様、各都道府県本部長に委任し、年度末に一括報告願う形態で取り進めることについて併せて諮り、これを承認。

8. その他

社会教育功労者表彰の推薦について

文部科学大臣が表彰する社会教育功労者の候補者推薦は、例年 7 月上旬に文部科学省から推薦依頼があり、8 月上旬に同省に提出することとなっているが、現段階では、文部科学省から日本スポーツ少年団に推薦依頼が届いていないことから、従来同様の手続きで行われるのか未確定である。そのため、今後、推薦依頼があった場合、文部科学省及び日本スポーツ少年団の推薦基準に基づく、候補者の決定について、坂本本部長に一任することについて諮り、これを承認。

<報告事項>

1. 平成 26 年度第 1 回日本スポーツ少年団常任委員会の議事録について

議長から資料に基づき報告。

2. 平成 26 年度日本スポーツ少年団予算について

事務局から資料に基づき、平成 26 年度実行予算の編成について報告。

3. 第 41 回日独スポーツ少年団同時交流日本団の決定について

5 月の事前研修会を経て、団員 70 名、指導者 12 名、団長団 3 名の計 85 名を日本団として決定したことに加えて、1 名を団員内定者として取り進めている旨を報告。

なお、ブロック選出の常任委員に対しては、次回以降、各グループの参加枠に見合う派遣団員の確

保に向け、ブロック内各都道府県への協力を依頼した。

4. 暴力行為根絶に向けた取り組みについて

日本スポーツ少年団としての暴力行為根絶に向け実施した取り組み、特に平成 25 年に全国スポーツ少年団競技別交流大会で実施した「スポーツ少年団活動現場における指導の実態に関するアンケート調査」の概要を、5 月 24 日開催の第 1 回委員総会にて報告する旨を報告。

5. 専門部会・ワーキンググループ報告について

5 月に開催された各専門部会の協議事項について、以下のとおり報告。

なお、各専門部会の協議事項のうち、本常任委員会で取り上げる議案、報告事項については説明を省略した。

【指導育成部会】

① 第 9 次育成 5 か年計画について

施策項目「登録システムの改善」については、平成 28 年度から新たに Web を利用した登録システムの構築に向け諸準備を進めている旨を報告。このことにより指導者の研修実績等の管理が可能となることから、施策項目「指導者の研修促進」についても検討を進めていく。

施策項目「リーダー資格取得の促進とリーダー活動の充実」では、全国スポーツ少年大会の参加資格等も含めた検討が必要であることから、国内交流大会を所管する活動開発部会とも連携を取り、施策の推進に向けて取り組んでいく。

施策項目「幼児加入のための条件整備」については、「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」を予定通り今年度中に完成する予定で取り組んでいる。

② 平成 26 年度スポーツ少年団認定育成員研修会について

研究協議のテーマについては（1）地域に開かれたスポーツ少年団活動、（2）育成母集団への働きかけとその活動事例、（3）子どものこころとからだを育む指導法とした。

③ 平成 26 年度生涯スポーツ功労者表彰について

該当県から推薦があった 8 名の候補者について、指導育成部会で審査を行い、文部科学省へ推薦することとした。

【広報普及部会】

① 第 9 次育成 5 か年計画について

平成 25 年度に策定した「スポーツ少年団 PR 計画」に基づき、具体的な施策の実施に取り組む。ホームページのコンテンツを充実させ、より多くの関係者に活用してもらえる媒体とすべく、具体的な取り組みについて検討している。

② 需品・制定品について

今年度末に現在契約している株式会社ホットラインとの契約が満了することから、新たな業者の選定・販売物品・販売方法等について協議した。

【活動開発部会】

① 第 9 次育成 5 か年計画について

施策項目「市区町村スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化」に資するための基礎資料として、笹川スポーツ財団との共同研究により「全国市区町村スポーツ少年団実態調査報告書」を作成した。

また、障がいのある子どもたちの加入促進や各種事業の参加人数減への対策等、他の項目についても具体的施策の実現に向け、引き続き協議していく。

② 2016年以降の日独スポーツ少年団国際交流について

2015年度に改めて締結する協定書及び実施要項の内容について協議し、日本派遣団の人数やグループ構成等協定書に関わる事項については、日本側の近年の派遣者数減の現状を踏まえながらドイツ側と調整を行い、団員、指導者の推薦要件等、実施要項に関する事項については、参加者増に向けて条件を緩和していく方向で検討している。

【青少年スポーツ振興プロジェクト】

① スポーツ少年団倫理規程（仮称）の策定について

策定にあたっては、日本体育協会の倫理規程や公認スポーツ指導者の処分基準、さらに競技団体との調整も必要なことから、引き続き協議を重ね、都道府県や市区町村からの意見を踏まえながら、取り進めることとする。

② 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたスポーツ少年団の取組みについて

取組みについてのアイデアを収集するため、常任委員会及び専門部会の各メンバー、都道府県スポーツ少年団に対して書面調査を実施し、その結果を踏まえて、次回開催の青少年スポーツ振興プロジェクトにおいて取組み案を作成することとしている。

【リーダー養成ワーキンググループ】

① 平成26年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について

「アクティブ・チャイルド・プログラム」を活用した、リーダー活動の活性化を念頭に、事業のプログラム内容等について協議を行った。

② 平成26年度シニア・リーダースクールについて

プログラムの運営方法や講師の役割分担等について協議を行った。

③ リーダー養成に関する調査について

本年度全国リーダー連絡会において、施策項目「リーダー資格取得の促進」及び「リーダー活動の充実」に関するアンケート調査を実施することとした。

④ リーダー関係のテキスト内容について

「スポーツ少年団リーダーのためのテキスト」の改訂について協議を行った。

【幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム作成ワーキンググループ】

「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」の平成26年度中の完成を目指して、具体的な内容について協議を行った。

<主な意見・要望>

- | | |
|------|---|
| 椿委員 | 日本体育協会の傘下にあるスポーツ少年団として、少年団独自の倫理規定を策定する必要があるのか。 |
| 事務局 | 日本体育協会の倫理規定に基づき、スポーツ少年団の処分基準に類するものを策定する予定としている。 |
| 奥野委員 | 幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラムの対象年齢は何歳からか。 |
| 富田委員 | 幼稚園の年中程度を想定している。 |
| 奥野委員 | シニア・リーダースクールの参加者が定員に満たない状況を踏まえ、各地から参加しやすくなるよう、以前実施していた分散開催は考えられないか。 |

富田委員 シニア・リーダースクールを含め、リーダーの養成と活用については、指導育成部会と活動開発部会の合同会議で検討していきたい。

6. ブロック報告について

特になし。

7. その他

第39回全日本少年サッカー大会の開催地について

日本サッカー協会から、平成27年度以降の大会開催について、12月下旬に鹿児島県において開催する旨の連絡があったことを報告。

<その他の意見・要望>

椿委員 ブロック別交流大会の参加者が集まらず1~2県の場合、開催しなくても良いか。

事務局 組織整備強化事業として実施しているので、なるべく多くの県や人数が参加できるよう調整してほしい。1県のみではブロック大会とはみなせない。

佐々木委員 認定員養成講習会の受講者に、日本語を母国語としない者（外国人）が参加することがある。英語での試験問題は作成できないか。

事務局 公認スポーツ指導者の資格において口頭試験を行った事例がある。指導育成部会にて検討する。

以上の報告事項について、いずれも了承。15時30分閉会。